

6	3
2/5	

VI
302

昭和二十七年年度開設申請の修士課程（研究科並に専攻等の増設を含む）をもつ大学院審査要領

昭和二十七年年度開設申請の大学院の審査は「大学院審査に關する申告書」による。

二 大学院審査会に次の分科会をおき、委員はその専攻に応じて分属する。分科会は大学院研究科及び教員組織の審査を行う。

才一分科会（法、政等）

才二分科会（経、商、経営等）

才三分科会（哲、史、文、神、仏等）

才四分科会（工、農等）

三 申請大学院を大学院別に綜合審査するため大学院審査会に次の部会をおき、それぞれ担当大学の審査に當る。

才一部会

青山学院大学、駒沢大学、明治大学、聖心女子大学

才二部会

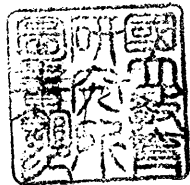
玉川大学、東洋大学、専修大学、近畿大学、高野山大学
関西学院大学、立命館大学

備考

一 大学院は整備充実せられた学部的基础の上に設置せられるものであるから、学部の整備状況と大学院との関連については特に留意して審査すること。

二 教員組織並びにそれと学生定員との関連等については厳正に審査すること。

三 委員はその關係する大学院の審査には参加しないこと。



春山 243